

令和6年度 第4回 茨木市地域包括支援センター運営協議会

開催日時	令和7年2月18日（火）午後2時00～午後2時48分
開催場所	茨木市役所南館8階中会議室
会 長	井元委員
出席者	【協議会委員】 本多委員、富永委員、加藤委員、末藤委員、河相委員、大北委員、佐田委員、山田委員、池田委員 【事務局（市職員）】 ＜福祉部＞ （福祉総合相談課）澤田部長兼課長、杉林主幹兼相談3グループ長、萩原（福祉指導監査課）石井課長、前西課長代理兼指導監査係長、保知 ＜健康医療部＞ （長寿介護課）多田（部次長兼課長） 【地域包括支援センター】 馬場（清溪・忍頂寺・山手台）、中澤（天兆園）、山本（常清の里）、進（太田・西河原）、藤井（三島・庄栄）、田村（東・白川）、岡田（春日・郡・畑田）、藤岡（沢池・西）、島田（春日丘・穂積）、山根（茨木・中条）、西谷（大池・中津）、藤原（天王・東奈良）、島田（玉櫛・水尾）、内海（玉島・葦原）
欠席者	中島委員、信垣委員

議 題	(1) 報告案件 案件 1 地域包括支援センターの受託者選定について (内容) 選定結果について 【資料 1-1】 (内容) 設置場所 【資料 1-2】 (内容) 令和 7 年度地域包括支援センター一覧 【資料 1-3】 案件 2 事業に係る評価指標の見直しについて 【資料 2】 (2) 審議案件 案件 1 地域密着型サービス事業者の指定について (内容) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1 件 【資料 3】 案件 2 令和 7 年度茨木市地域包括支援センター運営方針 (案) について (内容) 運営方針 (案) 【資料 4】 (2) その他 今後の予定・連絡事項等 (3) 閉会
資 料	配席表 委員からの事前質問・提案への回答 令和 6 年度第 4 回茨木市地域包括支援センター運営協議会会議次第 資料 1-1 選定結果 資料 1-2 設置場所 資料 1-3 地域包括支援センター一覧 資料 2 事業に係る評価指標の見直しについて 資料 3 指定地域密着型サービス事業者の指定について 資料 4 令和 7 年度運営方針 (案)

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
事務局	1 開会 定刻となりましたので、本日の協議会開催につきまして1点、ご説明とご協力のお願いがございます。 インフルエンザ等の感染症は、一時に比べ落ち着いたとはいえ、まだまだ流行しております。本日ご出席の皆様にはご高齢の方々と直接接するお仕事をしておられる方も多くいらっしゃいますため、本日の協議会では、水分補給の際を除いて、常にマスクをご着用いただきますよう、特にマスクを外した状態でのご発言はご遠慮いただきますようお願いいたします。 それでは、運営協議会の開会に先立ちまして、本日配付の資料の確認をさせていただきます。 一番上から、配席表、委員の方からの事前質問・提案への回答。その次は委員のお手元のみとなります。委員に事前にお送りしました会議資料のうち、資料1－3に訂正がございましたので、その差し替えと、資料4の運営方針（案）は、お送りしたあと細かな修正をしておりますので、その内容と、その2点でございます。 続きまして、ここから協議会委員以外の方々のお手元には、会議次第、【資料1－1】～【資料1－3】地域包括支援センターの受託者選定について、【資料2】事業に係る評価指標の見直しについて、【資料3】地域密着型サービス事業者の指定について、【資料4】令和7年度茨木市地域包括支援センター運営方針（案）について、以上となっております。 資料の不足等がございましたらお知らせください。よろしいでしょうか。 それでは、本協議会設置規則第6条第1項の規定に基づき、井元会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。
井元会長	それでは、ただいまから令和6年度第4回茨木市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。 まず初めに、本日の委員の出席状況について、事務局からの報告を求めます。

事務局	本日は、運営協議会委員１２人中、現在のところ１０人の出席をいただいております。中島委員はご欠席とご連絡いただいておりますが、信垣委員は今のところまだ到着なさっていないということになります。 委員の半数以上がご出席でございますので、本協議会設置規則第６条第２項により、会議は成立しております。 また、傍聴の方は３人いらっしゃいます。
井元会長	ありがとうございました。 なお、委員からいただいた事前質問については、事務局からの説明に含めて回答する予定といたしております。 それでは早速ではございますが、「報告案件１ 地域包括支援センターの受託者選定について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局（杉林）	福祉総合相談課、相談３グループ長の杉林と申します。着座にて失礼いたします。それでは、私から説明させていただきます。 報告案件といたしまして、北圏域における地域包括支援センターの受託者選定についてご説明いたします。お手元の資料は、【資料１－１】～【資料１－３】でございます。 本市におきましては、高齢者人口５,０００人程度を目安に１エリアとして、令和４年度までに１４か所全てのエリアに地域包括支援センターを設置いたしました。また、市内を５つの圏域に分け、圏域ごとに「圏域型 地域包括支援センター」の設置を進めてまいりました。圏域型とは、市の設置する地区保健福祉センターの中に地域包括支援センターの事務所を配置する形態をいいまして、業務内容といたしましては、担当エリアでの包括センター基本業務に加え、保健福祉センターや他の専門機関等と連携しながら、圏域内の他の包括センターとの合同研修の企画、圏域情報の収集と共有や現状分析から地域課題を抽出する等の取りまとめの役割を担います。 圏域型センターは、令和６年度までに、北圏域を除く４圏域に設置済みでしたが、残る北圏域にも設置すべく、プロポーザル方式により運営法人の選考を行いました。また併せまして、「豊川・郡山・彩都西」エリアについては、これまで競争性のある契約を行ってまいりませんでしたので、

井元会長	同時にプロポーザル選定を行いました。その結果、エリア型、圏域型とも、現在も当該エリアにおいてエリア型の地域包括支援センターを受託している法人、「社会福祉法人 慶徳会」及び「社会福祉法人 恭生会」を受託者として決定しました。 エリア型につきましては、現行の名称「茨木市地域包括支援センター 常清の里」から「豊川・郡山・彩都西 地域包括支援センター」に名称変更し、所在地等はそのまま運営してまいります。 圏域型につきましては、上郡2丁目にある商業施設の2階に新たに設置する「北保健福祉センター」の中に入ることとなっております。現在は移転に向けて準備を進めているところでございます。また、現行の「茨木市地域包括支援センター 天兆園」から「安威・福井・耳原 地域包括支援センター」に名称変更して運営してまいります。 この結果、令和7年4月からの地域包括支援センターの一覧は、【資料1-3】のとおりとなっております。 説明は以上でございます。 ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。ご質問の場合は挙手願います。マイクをお持ちいたしますので、その後、マイクを持ってご発言願います。委員の先生方、いかがでしょうか。 これできれいに全てそろって、名称も変更で令和7年度からスタートするということですね。特にご質問がないようでしたら、この案件については以上といたします。 次に、「報告案件2 事業に係る評価指標の見直しについて」に移ります。事務局から説明をお願いいたします。
事務局（杉林）	それでは、事業に係る評価指標の見直しについてご説明いたします。お手元の資料は【資料2】でございます。 地域包括支援センターの業務について、地域包括支援センターが求められる機能を十分に発揮するために、介護保険法により市と地域包括支援センターには事業評価の実施が義務づけられており、国は全国で統一して用いる評価指標を策定しております。現在用いております評価指標は、具体的な業務改善につながっているか評価することが困難であるとして、このたび、国が

井元会長	ら新たな評価指標が示されました。 新たな評価指標は、市町村が掲げる地域包括支援センターの事業の実施方針に沿った事業評価が行われ、各市町村の実情に合わせて、地域包括支援センターの機能強化を図ることが可能となるように見直されたものです。まもなく令和6年度が終了しますが、令和7年度に入りましたら、新たな評価指標を用いて令和6年度の事業評価を行うこととしております。 事業に係る評価指標の見直しに関するご説明は、以上でございます。 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。 それでは、ご質問がないようでしたら、この案件については以上とさせていただきます。 続いて審議案件に移ります。「審議案件1 地域密着型サービス事業者の指定について」でございます。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局（石井）	事務局（石井） 福祉指導監査課の石井と申します。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。 それでは、私からは地域密着型サービス事業者の指定案件について説明させていただきます。今回、1件申請がありました。右肩に【資料3】と書いてある資料をご覧ください。1ページ目から説明させていただきます。 1ページ目は、事業者の概要について記載しています。 1点目、事業主体ですが、法人名称は「有限会社アバンダンス」です。法人所在地は、大阪府中央区にあります。 2点目、サービスの種類ですが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護です。定期巡回・随時対応型訪問介護看護について説明します。この定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは、定期的な巡回、または随時通報により、その者の居宅を訪問し、その利用者の尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すというサービスでございます。

	3点目、事業の名称は、「アプリシェイト定期巡回・随時対応型訪問介護看護ステーション」です。 4点目、事業の所在地は、茨木市水尾2丁目6番7号メロディハイム103号室です。圏域としては、南圏域になります。 5点目、事業開始年月日は、令和7年3月1日を予定しております。 6点目は、建物の構造を記載しております。 7点目は、従業者を記載しています。 8点目、運営規程は資料の3ページをご確認いただきますようお願いいたします。 9点目、訪問看護連携先ですが、令和7年2月1日指定の訪問看護事業所である「メディカルケアホームアプリシェイト茨木」となっています。こちらは同法人が運営する複合型サービス事業所に併設しています。 10点目、事業者の経歴ですが、本市内で令和6年4月1日から複合型サービス事業所「メディカルケアホームアプリシェイト茨木」を開設し、令和7年2月1日から訪問看護事業所を開設した事業所となっています。 ページをめくっていただいて、2ページをご覧ください。定期巡回・随時対応型訪問介護看護の主な人員、設備、運営基準と、その適合状況を示しております。各基準について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定基準をクリアしております。 3ページ目から9ページ目までは、運営規程を掲載しております。3ページの第1条に事業の目的、第2条に事業運営の方針を記載しています。 ページをめくっていただいて、4ページ、第4条に事業の名称と所在地、第5条に従業者の職種、員数及び職務内容、第6条に営業日及び営業時間を記載しています。 以下、9ページまで運営について記載しております。 10ページをご覧ください。アプリシェイト定期巡回・随時対応型訪問介護看護の周辺地図を掲載し、アプリシェイト定期巡回・随時対応型訪問介護看護の所在地を黒丸で示しています。 ページをめくっていただいて、11ページをご覧ください。日常生活圏域でのアプリシェイト定期巡回・随時対応型訪問介護看護の所在地を示しています。これは南圏域にあります。 以上が、地域密着型サービス事業者の指定案件についての説明です。よろしくご審議のほどお願いします。
--	--

	ここで加藤委員から、今回の審議案件につきまして事前質問をいただいております。質問は、全3問ありますので、それぞれに回答させていただきます。 まず質問の1点目ですが、「審議事項とあるが、何を審議するのか明確にしていいただきたい。同事業所を指定すべき議論の場であるならば、運営規程の文面は茨木市のホームページで公開されているものを一部改定したものであるし、指定申請があったものを要件が整っていれば自動的に指定するとすれば、この会議体では何を審議すべきか明示していいただきたい」との質問です。 これについての回答ですが、介護事業者の指定につきましては、事業者から提出された指定申請書類が所要の要件を満たす場合には指定を行うものです。ですが、地域密着型サービスにおいては、介護保険法第78条の2第7項の規定により、市町村長は地域密着型サービスの指定を行おうとするとき、または指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨の規定が定められております。そのために指定の手続に関しては、指定に際して当協議会の委員の皆様から様々なご意見をいただいた後、正式な指定を行う流れとなっております。 例えば、今回の指定につきまして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護という、市内ではまだ2か所しか指定されていないサービスですが、仮にこの会議の中で『このサービスの類型がとても少ない、今回南圏域ということだが、南圏域に限らず広く利用を希望される方がいれば利用できるようにしていいただきたい。』というようなご意見が出たとしたら、そういうご意見があったということを事業者の方に伝えて、この意見を実現するために努力をしていただくよう、事業者にお願いする、このような趣旨でご意見をいただくことになっております。ですので、委員の皆様からいただいた貴重な意見について、事業者に伝えることによって、事業者の適正な運営へ反映させていただけますように努めてまいります。 質問の2番目ですが、「事業所の指定を検討するに当たって、同事業所のグループ法人、『アプリシェイトグループ』、もしくは関連する法人並びに事業所が不正請求を行ったと報道されている内容について開示していいただきたい」というご質問でございます。 委員ご指摘の意見は、アプリシェイトグループの関連法人が運営する住宅
--	---

	型有料老人ホームにおいて、関連する法人が運営する訪問看護ステーションが必要性に関係なく過剰と見られる訪問看護を行っていたとの趣旨の報道があったことを指していると思われませんが、そのような報道がされていることについては認識しておりますが、その真偽及び所管の自治体において実際に行政処分が行われたかどうかについては把握しておりません。また、万が一他市において行政処分が行われていたとしても、介護保険法の規定においては、今回地域密着型サービスの指定に関しては影響がないということは申し添えておきます。 質問の３点目ですが、「大阪府医療計画において、茨木市は在宅医療に必要な連携を行う拠点として位置づけられており、同拠点においては切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築が求められて、同拠点の役割として地域の関係者による協議の場の開催、包括的かつ継続的な支援に向けた関係機関の調整、関係機関の連携体制の構築が国から要請されている。近年アプリシェイトグループをはじめとした高齢者施設運営者や介護サービス提供法人が、同一法人内、もしくはグループ内で医療・介護の提供を独占するような事業体を形成するケースが急増しているということで、実際にアプリシェイト茨木、茨木市春日にある事業所ですが、において同法人が運営するそうび薬局が介入しているとされており、その介護提供者も同法人の関連団体であるということが推測される。このような囲い込みはある意味、地域と切れ目のある在宅医療を生み、さらにセルフチェック体制の甘さから不正請求の元になることは明白です。加えて、上述した在宅医療に必要な連携を担う拠点として国が求める体制の構築に逆行するものであると明言できる。したがって、茨木市と同法人はどのようなチェック体制を構築するのか、またこれまでにどのようなチェック体制を構築してきたのか、その結果をご教示いただきたい」というご趣旨の質問ですが、当然のことながら、市民の方がどの医療機関、あるいは調剤薬局を選択するかについては、その市民の方が選択するものでありまして、その選択に委ねるべきだと考えております。仮に市民の方の選択の自由を事業者が制限、あるいは妨害しているような事実とか疑いがあれば、それぞれ規定される法の定めに従って適切な調査を行い、必要に応じた指導、指示、処分というのは行っていきます。ただ、看護小規模多機能居宅介護につきましては、訪問介護・訪問看護、つまり泊まりとか通いを一体的に提供するサービスでありまして、通いや泊まりを担当するスタッフさんが、同じ人で行うということなど、利用者にとって慣れ親しんだス
--	--

	スタッフさんがサービスを一体的に提供することによって、一貫した安心できるサービスを受けるということが利点のサービスでございますので、この事業の性質上、この小規模看護多機能居宅介護というサービスにおいては、囲い込みというような指摘は該当するものではないというように考えております。 また、令和6年4月に指定した、看護小規模多機能型居宅介護の事業所である「メディカルケアホームアプリシェイト茨木」については、去年の9月に運営指導を実施しております。介護保険制度で定められています運営基準や報酬基準に照らして確認したところ、おおむね適正な運営がなされており、不正請求に当たるような事例は認められておりません。運営指導の際に、地域との連携について事業所への聞き取りを行っているのですが、事業者さんいわくですが、「茨木市内の病院、クリニック、その他関係機関に多数訪問して、指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な内容について説明はしていると、サービス内容、料金、空き状況、受入可能範囲、受入実績などについても情報提供をしております、看護師の配置が手厚くて、様々な医療に対応できるという点を丁寧に説明していると。また、地域住民との関係につきましても、交流に努めており、定期的に行っている推進会議の中で地域住民、他の事業所との事例検討も行っています」という回答を得ております。地域との切れ目のようなものが存在するということは確認できておりません。 今後におきましても、市内の社会資源の活用や、地域との連携等について必要に応じて集団指導及び運営指導によって、当該法人を含めた市内事業所に対して、指導をしてまいります。 回答としては以上になります。よろしくお願いいたします。
井元会長	ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。 ご質問をいただきました加藤委員、いかがでしょうか。
加藤委員	すみません、毎回面倒なというか、長文で質問を送りつけてしまって申し訳ないです。ご丁寧にご説明いただきましてありがとうございました。私のほうでも質問の観点がちょっとずれているところがあったりしたなというふうには反省しているところがあります。

	この場は、地域包括支援センターの運営協議会というところで、ごめんなさい、審議の際にちょっと関連する、直接関係するところではないのですが、やはり今国からも求められていますし、市のほうとも協議をずっとしていますけど、薬局が地域にどうあるべきかというのは、薬剤師会としてもいろいろと考えているところです。そういう中で、その市町村で必要とされる形をきちんと提供していこうと思っておりますので、地域包括支援センターのこの場に参加されている皆様におかれましては、「茨木市の薬局にこういうことがもっとあったらいいな」とか、「ここが足りてへんで」とかというご意見があれば、遠慮なく言っていただくようお願いをしたいと思います。 以上です。
井元会長	ありがとうございました。 ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか、よろしいでしょうか。 それでは、ほかにご質問がないようでしたら、この案件につきましては、原案どおりご承認いただいたものとさせていただきます。ありがとうございました。 それでは次に、審議案件の2「令和7年度茨木市地域包括支援センター運営方針（案）について」に移ります。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局（杉林）	それでは、令和7年度茨木市地域包括支援センター運営方針（案）についてご説明いたします。お手元の資料は、資料4でございます。 令和7年度の運営方針につきましては、基本的に令和6年度のものを踏襲し、細かな修正のみとしておりますが、変更点が1点ございます。 「運営方針」の3ページの最後、「II. 運営における基本的考え方の5番、組織・運営体制の充実の（1）人員体制及び人材育成システム」の項につきまして、センター長の職責について追記しております。これは、先ほど報告案件2でご報告しました「事業に係る評価指標の見直しについて」に関連しておりまして、国から示された指標の中でセンター業務の責任者の役割を実施方針等の文書で明確に示すことを求められたことから、今回追記したものでございます。

	また、事前に案をお示ししましたところ、山田委員からご質問をいただきまして、それが本日お配りしました「事前質問・提案への回答」でございます。読み上げさせていただきます。 「質問ですけれども、住民参加のインフォーマルサービスを協働してつくることも求められていると記述されています。在宅介護のニーズが増す中、公的なサービス以外にNPO、ボランティア、地域、民間等が運営するインフォーマルサービスのニーズが高まっていくことが予想されます。介助、身体的ケア、家事、食事、見守り、趣味活動等、現在茨木市において把握されている市行政、地域包括支援センターが進められているインフォーマルサービスの取組例、実績についてご紹介ください」ということで、市や包括で進めているインフォーマルサービスの取組例や実績がどのようなものかといった趣旨のご質問でございます。 回答といたしまして、読み上げさせていただきます。地域住民から「こういったサービスをつくりたい」と希望があった場合、地域包括支援センターは、福祉委員などの地域住民や社会福祉協議会などの関係機関と協働して、地域のニーズに応じたインフォーマルなサービスをつくるお手伝いをしております。立ち上げまでセンターが直接関わっていく場合もあれば、より適切な機関を紹介し、顔つなぎするといったこともございます。中には、話が進まなくなり頓挫することもございますが、それも含めての「住民主体」と捉えております。実際に活動に結びついている中には、見守りを兼ねた食事会やいきいきサロンなどのように、地域での見守りの場、集いの場といったものもありますし、コミュニティカーシェアリングを利用した外出支援などもあります。これはボランティアによるスーパーへの買物支援を、アセスメントから予約、利用までシステム化したもので、提供地域では利用が広がっておりますが、一方で、安定性や継続性に不安があるといった、ボランティアに依存したインフォーマルサービス特有の弱点があることは否めません。今後は、こういった問題点をいかに解消していくか、市もともに考えていく必要があると認識しております。 なお、委員が挙げられている身体的ケアなど、具体的な援助については、既に民間で有料のサービスが多く存在しますので、問合せがあれば、把握している社会資源の中から個別ケースに応じて案内する形となっております。 回答は以上でございます。 令和7年度運営方針に関する説明は、以上でございます。忌憚のないご意
--	--

	見をお聞かせくださいますようお願いいたします。
井元会長	ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。 ご質問を事前にいただきました山田委員、いかがでしょうか。 お願いいたします。
山田委員	私の「住民参加のインフォーマルサービス」に関する意見への回答、ありがとうございます。地域住民のほうからは個々の希望を出しづらい気がするのですよね。地域の事情によるとは思いますけど、地域包括支援センターとか、福祉委員、民生委員の方が、わりあい活発に活動されているところにおいては、「こういうものでサービスはないのですか」とか「つくりたいです」とかの要望を言いやすいですよね。そうでない地域では、なかなか希望を出しづらくて、どういうふうにアプローチしていったらいいかという経験が少ないわけですから、なかなか進みづらいと思います。なのでインフォーマルサービスの充実を図るには、他の活動の内容の紹介、今はSNSの時代ですから茨木市が具体的に進めていることを映像、Y o u T u b eなどで紹介できないものかと。そして高齢者も、国の介護サービスに頼らずに、できるだけ元気で自分の力で、生きていく覚悟を持ちたいものだと思います。 以上です。
井元会長	ありがとうございます。大変貴重なご意見ありがとうございました。特に広報についてですね、もう少しSNSも活用したような積極的なものがあればということだったのですが、今どのような広報の戦略といいますか、取組を行っておられるのか、少し事務局にお聞きしてもよろしいでしょうか。
事務局（萩原）	今の時点では、特にこちらの地域ではこういうことをやっていますというようなことを別の地域に紹介するという仕組みはございません。各地域で地域ケア会議ですとか、ふだんの総合相談を通じてすくい上げたニーズを、ここでは何ができるかということで取り組んでいるのが現状でございます。いま山田委員がおっしゃったように、他の地域の取組を知ったときに、なるほど、これはうちの地域でもできるのではないかと、そういったお話になることも考えられますので、そのあたりは参考にさせていただけたらと思います。

井元会長	っております。 ありがとうございます。今高齢者と呼ばれる方々もSNSをすごく活用される世代になっておりますので、様々な広報の媒体の活用をまた検討していただけたらと思いますし、同じ茨木市でも他の部署ですけれども、子育て支援課さんなんかも、そこでインスタグラムで発信されていたりとかをしているような例もございますので、いろいろな方法があるかなと思います。ありがとうございました。 それでは、ほかの委員の先生方からご意見やご質問がございましたらよろしく願いいたします。 本多委員、どうぞ。
本多委員	本多と申します。よろしくお願いします。 8ページの組織・運営体制の充実というところについてお聞きしたいなと思っております。これは前回のときもたしか人材の確保、人材の育成が今非常に課題だということで、結構意見があったかなというふうに記憶しております。今回センター長の役割で人を育てていこうというのを入れられたということで、非常に反映しているかなと思うのですが、一方で、センター長が1人で頑張って育ててやと読めなくもなく、センター長に対するサポートとか、組織そのものに対するサポートとか、あるいはお互いに支え合う方法とか、何かもうちょっと組織として、また茨木市としての方策というのはないのかなというふうに少し疑問に思いました。よろしくお願いします。
井元会長	ありがとうございます。今回少し文言を改正した3ページの下のところですかね、人員のセンター長のところですね。それにつきまして事務局、いかがでしょうか。今のご質問に対しまして何かご説明いただくことはございますでしょうか。
事務局（萩原）	センター長の役割につきましては、今回初めて指針に明文化したというところがございます、実際のところ職責は特に大きく変わっているということではないのですけれども、今どこのセンターも各職種が1人ずつしかいない小規模なセンターになっておりますので、センター長に限らず、同じ職種の方々に横のつながりがやはり重要だなということで、各専門職での連絡会

	であったり、センター長の連絡会であったり、横のつながりを持つことで、一人で悩まずに済むようなものになればなということで実施しております。ただ今回、国でもセンター長の役割というのをはっきりと書くようにしたということで、やはり今後もセンター長の役割というのは重要になってくるかと思いますので、そのあたりのフォロー体制を市のほうで取っていったらなというふうに考えております。 以上でございます。
井元会長	本多委員、いかがですか。
本多委員	ありがとうございます。非常にセンター長って大変だと思いますので、いろいろなところでサポートする体制というのがあればというふうに思いますし、それを希望いたします。よろしくお願いいたします。
井元会長	ありがとうございました。支援を必要とする高齢者は増加する一方で、それを支える人たちを支える仕組みもなくなかなか難しいというふうな時代になってきているかなと思います。ありがとうございました。 それではほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。 佐田委員、どうぞよろしくお願いいたします。
佐田委員	佐田です。 事前に質問を出しておいたらよかったのですが、今厚生労働省で地域共生社会在り方検討会議というのをやられていると思うのですが、そこで高齢者等終身サポート事業というのが今話題に上がっていますが、これは本当に要るのか要らないのか、社会福祉法人等で仕切っているいろいろな多職種と連携すれば済むのではないかと、いろいろな議論がされているのですが、どっちにしても地域包括ケアセンターの地域包括ケアシステム等の中心になってくると思うのですね。実際に多職種連携というのが言われていますけど、例えば成年後見制度1つにしても、期限を決められた成年後見制度になるだろうと言われているので、そうすると日常生活自立支援事業と成年後見と行ったり来たりするようなことが想定されているので、そうするとやはり社会福祉協議会とかいろいろな職種が連携していかないとけないということになると思うのですね。かつ、今終身サポート事業で言われている

	のは、死後の自分の身の振り方とか、連帯保証を誰がしてくれるのかしていないのか、それは必要なかどうかとか、いろいろな話になっていて、本当に今まで想定していなかったようなところといろいろと連携していかなければならないと思うのですけれども、そこで一番仕切るようになるのではないかなと思っているのは、やはり地域包括支援センターの仕切りということが重要なかなと思っているのですが、その辺のちょっと先のことを考えたようなことってどういうふうにお考えか、ここで聞いてみたいなと思いました。
井元会長	いかがでしょうか、事務局、よろしくお願いいたします。
事務局（杉林）	死後の手続の関係については、これから一人暮らしの高齢者等が増えてくることが予想されますし、そういった需要もますます増えてくると認識しております。そういう死後の手続をどこの課がやるかというところは、今のところはどこの部署というところはないのですが、こういうニーズが高まっていることは十分市としても認識しておりますので、共有を図りながらまたどういう手続ができるかといったことを踏まえながら、市で検討してまいりたいと思います。また、地域包括支援センターとも必要に応じてどういう連携ができるかを含めて、今後前向きに検討してまいる考えでございます。 以上でございます。
井元会長	佐田委員、よろしいですか。ありがとうございます。 ご承知のようにどんどん少子化は進行しておりまして、家族を持たない人が多くなってきております。ですのでそういう方々をどのように支えていくかというのは、本当に喫緊の課題であるかなというふうに思っております。何十年か昔、まだ私が若い頃は、家族がいることを前提とした日本型福祉社会ということが言われておりましたけれども、本当にそれが遠い昔の話になったなというふうに感じております。 それでは、ほかに委員の方々から何かご意見、ご質問ございますでしょうか。特によろしいでしょうか。 では、ほかにご質問がないようでしたら、この案件につきましては以上とさせていただきます。 最後に、「その他」の案件として連絡事項がございます。

事務局（杉林）	事務局からお願いいたします。 本日は、今年度最後の会議となりました。委員の皆様は、この3月31日をもって、任期満了となります。これまで円滑な協議会運営にご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。 現在、後任委員の委嘱手続を進めておりまして、関係各団体等から順次ご推薦いただいているところでございます。また、市民委員につきましては、現在公募しておりまして、現時点で数名のご応募がございます。2月25日に応募を締め切りました後、選考会を実施して、3月中旬までに候補者を決定する予定としております。 事務局からは以上でございますが、最後に、部長の澤田よりご挨拶申し上げます。
事務局（澤田）	失礼します。委員の皆様には、今回をもって任期満了となりますことから、心よりお礼とご挨拶を申し上げます。 私は2月1日付で福祉部長に就任しました澤田と申します。今後ともよろしくお願い申し上げます。 委員の皆様におかれましては、この2年間、それぞれのお立場から貴重なご意見を多く頂戴し誠にありがとうございました。 この茨木市地域包括支援センター運営協議会は、約2年前、令和5年4月に現在の委員の皆様にご就任いただきまして、これまで対面、書面を合わせますと6回開催してまいりました。この中で地域密着型サービスにつきましては、この2年間で合計5件の新規指定がございました。今後も計画に沿った整備を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 本市の地域包括支援センターは、平成18年に初めて1か所目を設置いたしましてから、十数年を経て令和4年には全14か所となりました。また、令和3年度から進めてまいりました圏域型の設置も令和7年度から5圏域全てそろふこととなり、体制が整ったところでございます。地域包括支援センターは、身近な相談窓口としての役割が市民の皆様により浸透してきた感がございますが、この役割の重要さは今後ますます大きくなってまいります。市と地域包括支援センター、CSWをはじめとする関係機関が協力いたしまして、市民の皆様が安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、地域包

井元会長	括支援センターの在り方についてさらなる検討を重ね、センターの適切な運営と相談支援業務の充実に一層努めてまいります。 最後になりましたが、改めて委員の皆様のご協力に感謝を申し上げますとともに、委員の皆様におかれましては、今後ともそれぞれのお立場からご協力を賜りますようお願い申し上げます。 甚だ簡単ではございますが、閉会に当たりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。 ありがとうございました。 それでは、これをもちまして、本日の協議会を終了させていただきます。長時間にわたってありがとうございました。
------	---